

一般社団法人歯科基礎医学会
会員の種別等の取扱い規程

(目的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、一般社団法人 歯科基礎医学会(以下「本会」という。) 定款第2章に定めるもののほか、この規程による。

(会員の権利)

第2条 会員の権利は下記のとおりとする。

- 1 定款第7条第1項で定める正会員、学生会員は、次の各号の会員措置を受けることができる。
 - (1) Journal of oral Biosciences 及び Journal of oral Biosciences Supplement のオンラインジャーナル購読
 - (2) 本会学術大会演題発表(筆頭演者)
 - (3) 本会学術大会及び本会主催講演会等への会員参加費での参加
 - (4) 本会ダイレクトメールの受信
 - (5) その他、本会が必要と認めた情報等の受領
- 2 定款第7条第1項で定める名誉会員は、本条1項(1)(2)(4)(5)の会員措置を受けることができる。本会学術大会の参加費(懇親会費を除く)については無料とする。
- 3 定款第7条第1項で定める賛助会員は、本条1項(1)(4)(5)の会員措置を受けることができる。但し、個人の場合は、本条1項(1)~(5)の会員措置を受けることができる。
- 4 定款第7条1項で定める単年度会員は、次の各号の会員措置を受けることができる。
 - (1) 本会学術大会演題発表時の共同演者登録
 - (2) 本会学術大会及び本会主催講演会等への会員参加費での参加
 - (3) その他、本会が必要と認めた情報等の受領

(入会)

第3条 本会の正会員、学生会員、単年度会員となろうとする者は、必要事項のすべてを記入した入会申込書に、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 入会金は次のとおりとする。但し、単年度会員については、入会金を納めることを要しない。
 - (1) 正会員 1,000 円
 - (2) 学生会員 1,000 円
 - (3) 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された入会金及び当該年度の会費は、これを返還する。

第4条 本会の賛助会員になろうとする団体や個人は、下記の書類を理事長に提出しなけれ

ばならない。

(1) 賛助会員入会申込書

(2) 団体の事業内容又は個人の活動内容が分かる資料

2 入会について理事会の承認後、当該年度の会費を入金しなければならない。入会金を納めることを要しない。

(退会)

第5条 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入しなければ、退会は認められない。

(年会費の額及び納入)

第6条 年会費の額は次のとおりとする。

(1) 正会員 10,000 円

(2) 代議員資格を有する正会員 11,000 円

(3) 名誉会員 会費免除

(4) 賛助会員 1口 30,000 円

(5) 学生会員(大学院生) 5,000 円

(6) 学生会員(学部学生、専門学校生) 2,000 円

(7) 単年度会員 5,000 円

第7条 会費は毎年度分(8月から7月まで)を当該年度中に納入しなければならない。

第8条 会費の滞納が1年以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する場合がある。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、常任理事会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人 歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。

2. 本規程は、平成29年5月13日に一部改正し、同日から施行する。

3. 本規程は、令和4年9月8日に一部改正し、同日から施行する。